

公益社団法人豊橋市シルバー人材センター役員等の報酬等に関する規程

公益社団法人豊橋市シルバー人材センター役員の報酬等に関する規程の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人豊橋市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第1項の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうちセンターを主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員等とは、定款第22条第1項に定める役員及び委員会委員並びに職群班、地域班の班長をいう。
- (5) 報酬等とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員等に対し職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等に支給する報酬等は報酬のみとする。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬は月額とし、別表1に定める額の範囲内において、理事会の決議により決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、センター就業規則の適用を受ける常勤役員には、報酬等は支給しない。
- 3 非常勤役員等に対する報酬は日額とする。なお、報酬額については、別表第2に定める額とし、センター運営に係る会議及びセンターを代表して出席する会議等に対し支給する。ただし、専門部会及び委員会等の開催時における理事の報酬額は委員会委員の報酬額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 会長、副会長及び常勤役員並びに監事等の報酬は、毎月21日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律178号)に規定する休日に当たるときは、繰り上げてこれを支給する。

2. 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の申し出によりその指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3. 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する

別表1 (第4条関係)

常勤理事	月額	300,000円までの範囲内
------	----	----------------

別表2 (第4条関係)

会長	日額	7,000円
副会長	日額	4,500円
理事	日額	4,000円
監事	監査時	6,000円
	理事会出席時	4,000円
委員会委員等	日額	2,500円